

老人デイサービスセンターかるが利用料(総合事業)

令和4年10月1日改定

	要支援1	事業対象者	要支援2
①基本利用料(自己負担分)	1,672円/(週1回程度)	1,672円/(週1回程度) 3,428円/(週2回程度)	1,714円/(週1回程度) 3,428円/(週2回程度)
②運動器機能向上加算(自己負担分)	225円/月		
③事業所評価加算(自己負担分)(年度により変わることがあります)	120円/月		
④介護職員処遇改善加算Ⅰ(自己負担分)	①及び②～③のうち該当する加算の合計金額に5.9%を乗じた額		
⑤介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ(自己負担分)	①及び②～③のうち該当する加算の合計金額に1.0%を乗じた額		
⑥介護職員等ベースアップ等支援加算(自己負担分)	①及び②～③のうち該当する加算の合計金額に1.1%を乗じた額		
⑦食費	700円/食		

(その他の費用)

1. 通常の事業実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎の場合、通常の事業実施地域を越えた地点から1kmあたり50円とします。
2. 教養娯楽費(材料費)は実費とします。
3. 短時間利用の方の場合、おやつ代減額により食費は昼食代の600円/食となります。

老人デイサービスセンターかるが利用料(総合事業 2割負担)

令和4年10月1日改定

	要支援1	事業対象者	要支援2
①基本利用料(自己負担分)	3,344円/(週1回程度)	3,344円/(週1回程度) 6,856円/(週2回程度)	3,428円/(週1回程度) 6,856円/(週2回程度)
②運動器機能向上加算(自己負担分)	450円/月		
③事業所評価加算(自己負担分)(年度により変わることがあります)	240円/月		
④介護職員処遇改善加算Ⅰ(自己負担分)	①及び②～③のうち該当する加算の合計金額に5.9%を乗じた額		
⑤介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ(自己負担分)	①及び②～③のうち該当する加算の合計金額に1.0%を乗じた額		
⑥介護職員等ベースアップ等支援加算(自己負担分)	①及び②～③のうち該当する加算の合計金額に1.1%を乗じた額		
⑦食費	700円/食		

(その他の費用)

1. 通常の事業実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎の場合、通常の事業実施地域を越えた地点から1kmあたり50円とします。
2. 教養娯楽費(材料費)は実費とします。
3. 短時間利用の方の場合、おやつ代減額により食費は昼食代の600円/食となります。

老人デイサービスセンターかるが利用料(総合事業 3割負担)

令和4年10月1日 改定

	要支援1	事業対象者	要支援2
①基本利用料(自己負担分)	5,016円/(週1回程度)	5,016円/(週1回程度) 10,179円/(週2回程度)	5,142円/(週1回程度) 10,179円/(週2回程度)
②運動器機能向上加算(自己負担分)	675円/月		
③事業所評価加算(自己負担分)(年度により変わることがあります)	360円/月		
④介護職員処遇改善加算Ⅰ(自己負担分)	①及び②～③のうち該当する加算の合計金額に5.9%を乗じた額		
⑤介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ(自己負担分)	①及び②～③のうち該当する加算の合計金額に1.0%を乗じた額		
⑥介護職員等ベースアップ等支援加算(自己負担分)	①及び②～③のうち該当する加算の合計金額に1.1%を乗じた額		
⑦食費	700円/食		

(その他の費用)

1. 通常の事業実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎の場合、通常の事業実施地域を越えた地点から1kmあたり50円とします。
2. 教養娯楽費(材料費)は実費とします。
3. 短時間利用の方の場合、おやつ代減額により食費は昼食代の600円/食となります。